

「日本の“国際貢献”のあり方をめぐって」

- P K O 問題を中心に -

木村 朗

1 はじめに

湾岸戦争が終結して約1年が過ぎようとしているが、この間日本の「国際貢献」のあり方が様々な形で問われてきた。その中で国内的に最も注目を集めているのが、国連の平和維持活動(=P K O活動)への参加問題である。しかし、残念なことに、そこでの議論は「国際貢献」=P K O活動への参加=自衛隊の海外派兵(あるいは派遣)、といった狭い歪曲されたものとなっている感が強い。そこで、この問題を日本が今日のような形で「国際貢献」を求められるようになった背景をふまえ、さらに「冷戦」終結後の「新世界秩序」形成の中での日本の役割、といったより広い視野から考えてみることにしたい。

2 戦後日本の歩みと「国際貢献」論の浮上

戦後の日本は、敗戦を契機に「平和憲法」を新たに制定して民主国家として生まれ変わることを目標に再出発した。しかし、それはアメリカ軍による単独占領下のことであり、また40年代後半から本格化する「冷戦」の強い影響を被ることになった。すなわち51年9月の「独立」は、朝鮮戦争の直接の影響下で日米安保条約の締結とセットとなった形で実現したものであった。日本の再軍備は、朝鮮戦争勃発後まもなくして「警察予備隊」(50年8月)という形で始まり、「保安隊」「警備隊」(52年8月)を経て、「自衛隊」(52年7月)へとしだいに拡大されていった。その後の日本は日米安保条約を通じてアメリカの「核の傘」の中にはいることによって自国の軍事的負担を軽くし、その分を経済成長に力を注ぐ、という軽武装・経済最優先路線を歩むこととなった。日本において「国際貢献」論が最初に浮上するのは、日本の高度経済成長が一段落し、アメリカとの間で経済摩擦が生じ始めた70年代はじめの頃のことであった。

このころになるとアメリカは日本に対して市場開放への努力と駐留米軍経

費の肩代わりの促進及び日米共同作戦体制の強化と日本の自主防衛力の一層の向上を求めるようになる。そして、こうした傾向は、70年代末から80年代始めにかけていっそう顕著となり、日本側も中曽根内閣に典型的に見られたようにそれに積極的に応えていくようになったのである。

以上のことから、日本における「国際貢献」論は、日本の経済力の向上とともにアメリカの国力の相対的低下を補う必要から提起されるようになったものであり、「国際貢献」=「対米貢献」に他ならないものであった、ということがわかるであろう。

3 湾岸戦争とPKO問題

1990年8月に生じた湾岸危機（イラクによるクウェート侵略とその併合）を契機に、日本の「国際貢献」のあり方が再び問われることになった。湾岸危機の発生以来、日本政府・自民党がとった一連の政策・措置は「多国籍軍」（とりわけ米軍）への90億ドルにも上る戦費拠出、難民救済を名目にした自衛隊機派遣の試み、「多国籍軍」への後方支援を可能とするような「国連平和協力法」案の提出、等であったが実現したのは90億ドルの戦費負担（用途を明確化せず）と自衛隊機の海外派兵を可能とする特別政令の施行のみであった。また湾岸戦争後、政府・自民党は、機雷除去への協力を名目に自衛隊の掃海艇部隊を派遣（91年4月）し、91年8月に招集された国会に再び「国連平和維持活動棟に対する協力法案」（PKO法案）を提出し、継続審議となって今日に至っている。

湾岸戦争については、「冷戦」終結後の最初の「地域紛争」への国際社会の新しい対応、他国の侵略と併合という紛れもない「違法行為」に対する国際的な制裁行動、国連の安全保障機能の回復とその飛躍的強化、との性格・位置づけが一般になされている。しかし、それは他面では、東西対立の緩和・解消と相反して深刻化する南北対立・南南対立の集中的表現、国際社会による紛争の平和解決の放棄・失敗と軍事的手段への過度の依存、先進諸大国による徹底した国連の活用とアメリカの世界覇権の確立、といった特徴を併せ持っていたことも事実である。

また、湾岸危機・戦争に対する日本の姿勢は、一方で「国連協力」に名を

借りて「対米協力」を貫くという旧態依然のものであったが、他方で経済的実力を背景にして「政治的大国化」(具体的には、常任安保理事国への昇格)を実現しようというねらいを含むものであった。こうした日本の姿勢は「冷戦」後の世界で「唯一の超大国」となったアメリカが主導権を握って、先進国優位の「新世界秩序」を構築しようとする動きに拍車をかけるものであり、湾岸戦争後のイラク・クウェート停戦監視団などにみられるP K O活動の変質(「中立の原則」・「受け入れ国同意の原則」の見直し)とも考え合わせれば非常に問題の多いものであるといえよう。

3 P K O 法案と日本の「国際貢献」の見直し

「国際貢献」の名の下に、日本政府・自民党がP K O 法案の成立を急いでいることについてはすでに述べた。それではこのP K O 法案の本質的狙いと問題点はどこにあるのであろうか。以下、そのことを重要な論点に絞って考察してみよう。

まず第一に言えることは、「ポスト冷戦」時代の国際社会のあり方についての認識が欠落していることである。それは、この法案の根底にある国際認識が冷戦時代のそれと何ら変わっていないことを示していると思われる。次に指摘できるのは「国際協力(あるいは協調)」という名の「対米協力(あるいは協調)」という姿勢が顕著に現れていることである。このことは日本政府・自民党があくまでも「アメリカ政府の目」で世界を眺めるという姿勢を捨てておらず、独自の外向的立場を築くに至っていないことを意味している。第三に「まず自衛隊活用論ありき」と行った自衛隊認知のための海外出動の機会さがしという意図が明らかであることである。このことは「普通の軍隊」・「普通の国家」という言葉の中に、「政治大国化」への強い願望が含まれていることと密接な結びつきがあると考えられよう。最後にあげなければならないのは、P K O 活動への自衛隊の参加を唱えながらその指揮権を決して手放そうとしない、国家主権に対する異常な執着である。そのことは、政府・自民党の主張する「国連中心主義」が実際には「国益中心主義」の隠れ蓑にしかすぎなかったことを示している。

以上のことから、P K O 法案は、冷戦的思考と対米従属という旧来からの

日本政府・自民党の発想に立つものであり、そこには「冷戦」後の世界において日本が果たすべき新しい役割がほとんど含まれていない、と結論づけることができよう。それでは今後の日本が果たすべき「国際貢献」とはいったいどのようなものであろうか。その詳細をここで展開することはできないが、世界が今最も強く日本に求めていることはP K O活動の参加と行った軍事的な貢献などではなく、非軍事面での貢献、とりわけ世界的軍縮の実現と南北問題・地球環境問題の解決に向けた積極的なイニシアティブであることだけは確かであろう。

(1992年5月)

